

第18回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第18回定例会 令和6年9月30日

開会 13時30分 閉会 15時20分

出席委員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	17 武舎 和久
5 小野 高男	18 山田 貴司
6 杉田 修司	推進 上原 敦夫
7 小宮山 信幸	推進 五十嵐 秀人
8 保科 正行	推進 伊藤 茂
10 井出 藤男	推進 白石 文生
11 田口 千秋	推進 大塚 和信
12 比田井 尚良	
13 田中 章	

欠席委員

16 北沢 秀則

議事録署名委員

3 檜原 龍太郎 5 小野 高男

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

第5回 農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

先日の巨峰まつりにご協力いただきましてありがとうございました。焼きトウモロコシ約1,000本、2日間にわたって売り上げることができました。巨峰まつりは、16,500人ぐらいお見えいただいて、盛大に開催できたということです。

これより第18回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。開会につきまして、会長代理からお願いします。

船田代理

朝夕がめっきり涼しくなり、秋らしくなってお米を中心に収穫の真っ只中ですが、お集まりいただき大変ご苦労様です。ただいまより第18回農業委員会定例総会を始めさせていただきます

事務局

ありがとうございました。続いて会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からよろしくをお願いします。また、北沢委員は欠席となりますがご承知おきください。

会長

皆さん、改めましてこんにちは。9月は農地パトロールを主体にやっていたということ、農業委員会として参加した巨峰まつりで、焼きトウモロコシの販売は16,500人が集まる中で2日間とも、ほぼ午前中に完売しました。おかげさまで市長からもよかったねという言葉いただきましたので、ご報告させていただきます。トウモロコシが不作の中で、売れたということよりも、数量が確保できたということに安堵しているところです。大変ありがとうございました。

早速審議に入りたいと思いますが、本日の議事録署名は、3番の檜原委員と5番の小野委員をお願いします。

それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は5件の案件があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、○○に在住のため管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は○○関係にあり、自宅からも近いことから譲り受けるものです。申請地には、大根、ジャガイモを栽培予定です。なお、申請地にはすでに農業用倉庫1棟あり、合わせて譲り受けます。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-2 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メー

トルほど〇〇にある農地です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、〇〇により管理ができないため譲り渡すものです。譲受人は、譲受人農地と合わせて一体的に利用するため譲り受けるものです。申請地ではジャガイモを栽培予定です。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-3、3-4 譲受人が同一人のため、合わせて説明します。〇〇番、〇〇番、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方です。〇〇番の譲渡人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、〇〇により管理ができないので譲り渡すものです。〇〇番の譲渡人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、〇〇に在住のため管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は、耕作して欲しいとの話があり就農したい思いもあったことから譲り受けるものです。申請地では、クルミ、トマト、キュウリを栽培する予定です。譲受人は〇〇在住ですが事務所があり、〇〇なので毎日来ているとのこと。経営面積は、〇〇平方メートルですが、譲受人の〇〇が農業をされており教わりながら農業をしていくとのこと。また、〇〇と一緒に耕作をしていくとのこと。譲受人事務所から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-5 〇〇番、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、農業の後継者がいないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地は、現在荒れている状況ですが、復旧計画の提出があり、復旧後は、ヘーゼルナッツを栽培予定です。知り合いからヘーゼルナッツの栽培方法を学びながら耕作していくとのこと。譲受人農地から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。以上です。

会長

ありがとうございました。それでは番号1の案件について、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員

譲渡人は〇〇へ出てしまい、家は空き家になっています。農地も管理できないということで、〇〇である譲受人が譲り受けます。農地を農地としてまた耕作する予定です。

会長

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員

まず場所は、2ページを見ていただいて、〇〇から〇〇メートルという先ほどの話と〇〇があり、そこに三叉路がある場所です。譲渡人はもう〇〇であり、もともと何もしてないので、譲り渡すことになりました。譲受人の方は、親子〇〇で当主は〇〇歳で元気で頑張っていて、〇〇歳代の〇〇がいて、この〇〇はその〇〇になりますが、姓が〇〇は〇〇で、〇〇の姓に変えて自主的に将来の相続に備え、お手伝いをしながら農地を管理していくということです。この場所は、譲受人のブドウ畑の一番端で相対的に今までも活用していて、面積は約〇〇平方メートル、野菜などを作りながら管理を任されたということです。今回、相続の関係で土地を譲り受けるので、一体的にこの農地を管理することにしたということです。場所も確認しましたが何ら問題もなく、また、ここはブドウ畑を持っていられる〇〇でしかこの場所まで行かれないので、いい意味で一体的になったと判断しています。ご審議をよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3と番号4の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

それでは資料は3ページですが、ご覧ください。場所は〇〇の〇〇の信号の交差点のところから、少し〇〇の道下のところです。3番の譲渡人は、〇〇番は〇〇さん、4番の譲渡人は、〇〇番は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。まず3番の〇〇ですが、現在〇〇歳で介護施設に入所してまして、実質、この土地の管理は〇〇の〇〇がされているようです。4番の〇〇は〇〇の方で、〇〇と〇〇関係になるということです。もともとここは一体とした土地で、それを〇〇が相続をして〇〇に分かれていましたが、実質的に管理は〇〇がしていたようです。この土地の〇〇に〇〇という会社がありますが、住環境ネットワークというよ

うな地域の便利屋的な仕事もされているので、草刈等も受けてやっていたそうです。〇〇はこの土地を売りたいので、〇〇に相談をしていた中で、〇〇の方と話がまとまり、隣の事務所がこの土地を購入して管理をしていくということになったそうです。譲受人の〇〇は〇〇歳、〇〇の〇〇です。実質的には〇〇に住む〇〇が管理していきたいということです。〇関係で管理をしていくということで、〇〇にトラクター、農機具、草刈機等々もあり、事務所からはすぐ横ですので、常に目をやることができます。現状のクルミの木が植わっていて、それを管理してクルミの販売、〇〇は今、畑として使っていますので、そちらの方に野菜を作って管理をしていきたいということです。私からの説明は以上でありますのでお願いします。

会長

ありがとうございました。それではご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号3番と4番について採決は、別々に行いますのでよろしくをお願いします。それでは番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5に入ります。北沢委員が今日は欠席していますので、直接、質疑に入ります。先ほど事務局で説明した内容を考慮していただき、ご質問ご意見をいただきたいと思います。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思います。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、案件が4件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 〇〇番、使用貸借権の設定です。資料は5ページ、6ページをご覧ください。場所は〇〇線〇〇信号の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが手狭なため、〇〇の〇〇の近くで〇〇の〇〇の

農地を譲り受け、住宅を建設したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番、所有権移転です。資料は5ページと7ページをご覧ください。場所は先ほどと同じ、○○線○○信号の○○にある農地です。譲受人は○○を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○で、建売住宅販売の実績があります。申請地にて、○○平方メートルから○○平方メートルの2区画の分譲を計画するもので、譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ○○番、所有権移転です。資料は8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。冷蔵倉庫、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、申請地の○○で駐車場を賃借していますが、本申請により事業規模を拡大したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は11ページ、12ページをご覧ください。場所は、○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、自身の借家近くの申請地に住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

会長

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

場所は今言われたように○○信号の道沿いになり、○○という大きな会社の裏の方になっているところです。手前に細い道路があって、○○に繋がっている道路ですが、この道路が拡幅工事の計画をされていて、5ページの地図を見ていただくと今回の取得する土地がその道よりも少し上の方のところに斜線がかかってあるというのはそのような意味合いです。先ほどの説明のとおり○○の土地に、○○が家を建てるということです。周りに○○名ほど地権者がいらっしゃいますが説明も済んでおり、承諾も得ていることなので、これに関して問題はないと考えておりますがご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、ご

意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして続けて、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

場所は地図を見ていただいたとおり同じ道沿いの〇〇筆ぐらい離れた場所です。相続によって土地を所有していた〇〇が、草刈だけは荒れないようにしてくださっていました。この土地の〇〇のところは、もう山林化してしまっていて非常に危惧している場所です。今回、〇〇が分譲するということによかったなと思っているところです。前の方に道を挟んで向かい側にアパートもあり、道路沿いには上下水道も通っていますので、別段問題はないと思います。それから隣接する土地の地権者さんともお話はしてあり、承諾を得ているということなので、問題はないと考えますがご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。それぞれ関係事項については、承諾済みということのようです。それでは番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

場所は、地図8ページを見みていただいて、〇〇の信号から、〇〇の方へ行ったところの道下、地目は水田になっています。周りは基盤整備されましたが、経緯はわかりませんが、基盤整備から外れてしまっていて、面白い形の田んぼです。最近の状況は何年か前には、蕎麦を誰かが作っていましたが、ここ〇〇年は何も作ってなくて、草だけは刈ったりしてあったと記憶しています。譲受人の〇〇は経営者が〇〇の出身の方で、宅配の荷物を受けて非常に今、宅配の仕事が多いので、申請者の事業所がその道上にあり、そこより少し離れたところに駐車場がありますが、多分近くに良い場所はないかということで探されたと思いますが、道下と、〇〇の土地に駐車場と、10ページを見ていただくと建物

ですが冷蔵倉庫だそうです。冷蔵倉庫を建てることによって宅配も扱えるものが大きくなるということで、規模を拡大するために取得したいということです。10ページの図のとおり、大きいトラック10台と、冷蔵倉庫を建てる計画です。双方利害が一致し、田んぼとしてもあまりいい形ではないということなので、やむを得ないのかなと思っています。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは番号3の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員

地図は11ページ、12ページをご覧ください。場所は〇〇線の〇〇の信号を下りまして、その〇〇です。譲渡人は〇〇で〇〇にお住まいの方です。譲受人は〇〇で〇〇にお住まいです。譲渡人の〇〇は、〇〇に住んでいますが、もともとは〇〇出身で〇〇もお亡くなりになり、もう土地の管理もできないということです。譲受人の〇〇は、この申請地の近くのアパートに住んでいて、大分手狭になってしまったので、新しく住宅を建替えたいということで、土地を探していたところすぐ近くに土地があったということで、譲渡人はその求めに応じたものです。工業地域で問題がないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは番号4の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

第3号議案、農用地利用集積計画9月分について説明します。資料の3ページが通常の利用権設定です。5件、9筆、合計11,429平方メートルです。資料の4ページが所有権移転です。1件、1筆、合計

1, 428平方メートルです。資料の5ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。4件、5筆、合計4,954平方メートルです。全体の合計は10件、15筆、17,811平方メートルです。

会長 ありがとうございました。それでは、農地利用集積計画についてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 利用権設定でも中間管理でも、期間が長いところで〇〇年、〇〇年と出てきますが期間の途中で、当事者の名義が変わるとか、耕作者が耕作できなくなるとかいうケースもたまにはあると思いますが、その場合はどのようなのですか。

会長 期間中の変更について、事務局お願いします。

事務局 期間中の変更についてですが、農地を貸す方の所有者の名義が変更になった場合は、農地の3条の届け出で所有権の相続等が出たところで利用権の方は随時、一覧表の方を書き換えさせていただいて、相続を受けた方に通知が送られるように調整をしています。農地を借りる方が、耕作ができない状況になった場合は、合意解約などをしていただいて、また新たな借受人の方をこちらで探すないしは所有者の方で探していただくようになります。

会長 3条の変更に出すか、合意解約で戻すかということですね。

小宮山委員 相続になった場合は、契約を引継ぐということですか。

事務局 そうなります。

小宮山委員 借り手の方が〇〇とか或いは亡くなった場合には、どうなるのでしょうか。

事務局 そのような場合は合意解約をしていただいて、利用権自体を解消していただくようになります。亡くなった場合は、当然、利用権自体も消滅します。

会長 よろしいですか。

小宮山委員 はい。

会長 他の方からこの関連について、ご質問よろしいですか。

五十嵐委員 中間管理機構を通して土地の貸し借りをする場合は、期間は〇〇年ではないのですか。縛りはありませんか。

会長 期間の縛りについて、事務局お願いします。

事務局 期間については〇〇年以上を目安としていますので、〇〇年より短い期間はできませんが、〇〇年より長い期間については、こちらに書いてあるとおり〇〇年でも設定することができます。

会長 よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

会長 他にご質問はありませんか。

檜原委員 〇〇が借りている〇〇年は長いと思いますが、私はご本人とお話しまして、ミニトマトのハウスをたくさん建てられて、〇〇と一緒に大きくやられています。今回、更新で本当は土地を買ってしまいたかったらしいですが、その話はうまくいかなかったということです。〇〇が〇〇年は厳しいと思いますが、〇〇はまだ若いので、今、中心に〇〇がやっていらっしゃるので問題ないのかと思います。それで長い期間にしてももらったという説明を私は受け、サインをした経緯があります。

会長 ありがとうございます。

伊藤委員 3 ページの種類の違いを教えてください。

事務局 種類のところは使用貸借権と賃借権ですが、使用貸借権は無償での貸し借りの場合で、賃借権は有償になる場合と分けさせていただいています。

伊藤委員 わかりました。

会長 檜原さんの説明で納得しましたが、皆様もこの資料を事前に郵送されていますので、自分の担当地区の内容を見て、それをご説明ご報告い

ただきたいのです。農地利用集積計画について、内容的に深くなりますので、ありがたいと思います。全員の皆様が見ていただいていると思いますが、今後も継続してよろしくお願いします。

保科委員 所有権移転で農業開発公社が買っていますが、この後、開発公社はどのような使い方をするのですか。

会長 事務局の方からお願いします。

事務局 所有権移転はすでに中間管理機構の方で農地を購入して、今回、〇〇の方へ譲り渡しますが、〇〇がどのようなものを作るのかというところですが、こちらは生食用ブドウの予定ということです。

会長 ご理解いただいたということでよろしいですか。

保科委員 はい、ありがとうございます。

会長 他にありませんか。

五十嵐委員 土地を借りたい人、貸したい人がペアになって、中間管理機構に申請するというようになっていると思いますが、それは今でも変わってないですか。土地を貸したいという人の話を聞きますが、借りたい人もどこかにいて、名簿があって話ができるのではないかなというような気もしていますが、そういった窓口はないのですか。

事務局 中間管理については、現状、借りる方がいる中での申請ということで、今も、実質的には変わっていない状況になります。農地を貸したい方については引き続き、農林課内にある東御市農業農村支援センターで相談を受けています。農地を借りたいという相談があった場合、そこから相談を受けている中から、紹介できるものをご紹介させていただいています。

会長 それでは第3号議案につきまして、ご質問いただきましたが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第5回農業経営改善計画認定審査会の意見聴取に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

本日の農業経営改善計画認定審査会は、2件の更新案件になります。

1件目は〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は単一経営、果樹類となっていて目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、労働時間は、〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者は〇〇人です。生産について、生食用ブドウを栽培しています。目標は、作付面積を増やし生産量も増やしていく計画となっています。

(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業（売上げ）については、特にありません。

(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地が現状〇〇アールあり、目標に向けて〇〇アールに増やす予定です。

農業生産施設については、将来的に加温ハウスを〇〇棟導入する予定です。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、農地が市内に点在しているため目標に向け農地の集約化を図ります。

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状既存品種の栽培がほとんどですが、将来的にパテント品種や自家栽培のオリジナル品種の割合を増やし、高付加価値化、ブランド化を進め売り上げを増やしていきます。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、規模拡大に比例して人材の確保が必要になるため地域のネットワークを活用して人材を確保するとともに、労働時間、日数の融通を利かせ働きやすい職場環境を整備することです。

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、農家の〇〇が進み、荒廃農地の増加が予想されるため、地域の担い手として荒廃が進む農地の集約化を図っていきたいとのことです。

経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、常時雇用を〇〇人確保し、臨時雇用も記載のとおり増やしていく予定となっています。次のページにいきまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、加温ハウスとなっています。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は単一経営で果樹類となっていて目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となっており、主たる従事者1人あたり現状〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は現状〇〇時間、目標は〇〇時間となっており、主たる従事者1人あたり現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人です。

生産について、リンゴを栽培しています。目標に向けて、作付面積・

生産量をそれぞれ増やしていく計画となっています。

(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業は特にありません。

(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地が現状〇〇アールあり、目標に向けて〇〇アールに増やす予定です。

農業生産施設については、特にありません。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状わい化栽培と高密度栽培の2方式での栽培を行っています。将来的に全圃場を高密度栽培へ改植し、収量の増加を目指します。また、高所作業車・スピードスプレイヤーなどを導入し機械化による労力軽減と効率化を図っていくとのことです。

④経営管理の合理管移管する現状と目標・措置については、現状複式簿記による会計処理を行っています。今後、新規顧客獲得のためSNSの活用及びECショップの開設をしていきます。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、雇用者の休日を確保し労働環境を整備します。また農福連携等に取り組み多様な人材活用を目指します。

経営の構成について、構成員・役員については記載のとおりです。雇用者については、規模拡大に伴い臨時雇用の延べ人数を増やしていく予定です。

生産方式の合理化にかかる農業用機械等の取得計画については、高所作業車・スピードスプレイヤー等を導入する予定です。説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。それでは番号1につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員

3ページに〇〇の現状が集約されていますので、このとおりです。特に、3ページの⑥は、現状、すでに〇〇年以上経ってこちらの方にしっかりと根づいて、規模を拡大しているという状況が、書いてあるとおりです。もともと〇〇からの〇〇ということで、〇〇で研修をして、あちらこちらにブドウを増やしているという状況です。昨日、本人と話して、あちこちに散らばっている土地というのは、それぞれ土地の質が違っているので、土地の選択をしたいのだろうということを感じました。単なる集約化だけでなく、明らかに品質に大きな差が出てきているのが現状ですとそんなことを話していました。あと、かなり積極的に規模の拡大と集約化と施設栽培を含め、これから期待できる若い農業者であると考えています。

武舎委員

〇〇ですが、先ほど説明もありましたところに付け加えますと、認定農業者になる前もリンゴを栽培していて、今回〇〇回目の更新です。〇〇も〇〇でこの周辺では有名な方で、その〇〇であります。圃場も借り受けながら、一生懸命頑張っているという状況です。インタビューをして、話をしたり聞いたりしましたが、圃場は、〇〇と〇〇と〇〇に持っていて、合計〇〇カ所でリンゴ栽培をしています。種類については〇〇種類のリンゴを作っていて、現在は経営的には安定していますが、昨今、温暖化でリンゴの日焼け、落果、鹿、イノシシ等、いろいろな病害虫があり相当苦しんでいて、最近では特にリンゴの落果が多くて落果防止、高密度栽培をやっていますが、そこには設備投資がずっとかかるということと、日焼けが多く、ネットも全部あるので、結構な投資になってきています。特に〇〇ではリンゴからブドウにほとんど変換されてきて、リンゴ自体が大分減っている中で、これからリンゴを栽培しますという方にも支援したり、荒廃地を開墾してリンゴ棚を高密度栽培にして、指導したり、皆で協力し合っているので、大変に有望な人物で模範的な方であると理解をしています。

会長

ありがとうございました。〇〇につきまして、何かご意見ご質問はありますか。

柳澤委員

東御市の中で新規就農をして、青年等就農給付金を支給されている間か終わってからでもいいですが、定着率は大体どのぐらいのでしょうか。データ、感覚的なもので構わないので、教えていただければと思います。

会長

事務局からお願いします

事務局

正式なものが手元にはありませんが、知りうる範囲で新規就農をして、営農活動をして離農した人は申し訳ありませんがわかりません。我々のところに何らかの相談があつてその青年等就農計画を立てて自立をした中では、必然的に若いうちに離農したのは〇〇人だけなので、〇〇割超えで定着しています。

会長

よろしいですか。定着率がいいという考え方でいいのでしょうか。他にご意見ありますか。

議長（会長）

ないようですので、以上を持ちまして第5回農業者経営改善計画認定審査会を終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人_____

(※直筆をお願いします)